

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和5年8月1日作成)

法令名	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（略称：認定法）
根拠条項	第28条第3項
処分の概要	公益法人に対する必要な措置の命令
法令の定め	（認定法） 行政庁は、勧告を受けた公益法人が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該公益法人に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
処分基準	未設定（法令の規定に判断基準が言い尽くされているため）
処分担当課	総務部教育・法人局法人団体課（電話番号： 011-204-5004 ）
問い合わせ先	総務部教育・法人局法人団体課公益法人グループ（電話番号： ）
備考	（公表アドレス： https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/hdk/98869.html ）